

教育研究経費と管理経費の区分に関するQ & A

昭和61年7月8日

改正 平成26年9月3日

日本公認会計士協会

はじめに

本研究報告は、平成25年の学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）の改正に伴い、学校法人会計問答集（Q & A）第6号「教育研究経費と管理経費の区分について」（昭和61年7月8日）の見直しを行い、学校法人委員会研究報告として取りまとめたものである。本Q & Aは研究報告であることから適用時期に関する記載はないが、平成26年9月の改正は学校法人会計基準等改正との整合性を図るための改正であることから、平成27年4月1日以降（知事所轄法人については平成28年4月1日以降）の実務の参考とすることとし、平成27年3月31日以前（知事所轄法人については平成28年3月31日以前）は従前の取扱いを行うこととなる。

Q 1 「教育研究経費と管理経費の区分について（報告）」について（通知）」（昭和46年11月27日 雑管第118号、以下「通知」という。）の「次の各項に該当することが明らかな経費は、これを管理経費とし、それ以外の経費については主たる用途に従って教育研究経費と管理経費のいずれかに含めるものとする。」は、どのように解釈するのでしょうか。

A 通知の文言は、次のように解釈するのが妥当である。

（1） 通知の報告別紙に限定列挙されている1から7までの各項に該当することが明らかな経費は必ず管理経費（支出）とする。

したがって、1から7までに列挙されている経費で、例えば光熱水費のように教育研究用及び管理用の双方に関連しているものについては、それぞれ直接把握するか、その使用割合など合理的な配分基準によって按分する。

（2） 1から7までに列挙されていない経費、例えば私学団体関係費のようなものは、その主たる用途に従って教育研究経費（支出）か管理経費（支出）のいずれかに処理する。

Q 2 建物等の取壊し費用の会計処理については、教育研究経費と管理経費のいずれに処理すべきでしょうか。

A (1) 従来から使用していた固定資産の除却等により取壊しのための支出が生じた場合は、取壊しの対象となった資産の用途に応じて経費処理する。

すなわち、教育研究関係の固定資産の取壊し費用は、教育研究経費(支出)とし、管理関係の固定資産の取壊し費用は、管理経費(支出)として処理する。

(2) 以上の考え方に対して、教育研究諸活動の維持・継続のための支出か否かを重視して、取壊しにより教育研究活動が停止する場合には教育研究経費(支出)とすべきではないとする有力な見解もあるので、取壊し経費の経費区分の原則的考えは、上記(1)によるのが妥当であるが、建物等の取壊し後の土地を教育研究関係から管理関係へ用途変更する場合には、管理経費(支出)処理を認めるものとする。

Q3 Q2で、建物等の取壊し経費は経費処理すると回答していますが、土地とともに取得した建物を取り壊した場合も同様の処理でよいのでしょうか。

A 自ら土地を利用する目的で土地付き建物を取得し、その建物を取り壊した場合には、取壊しに当たって生じた支出を経費処理せずに、土地の取得価額に算入する。

Q4 学校法人会計基準によると補助活動事業として食堂、売店、寄宿舍等を挙げていますが、それらの事業に係る経費については、教育研究経費に処理するのか、それとも管理経費に処理するのか、見解がはっきりしていないようですが、どのような処理がよろしいのでしょうか。

A (1) 食堂、売店及び全寮制以外の寄宿舍に係る経費(支出)は管理経費(支出)とし、全寮制寄宿舍に係る経費(支出)は教育研究経費(支出)とする。

(2) 上記(1)でいう全寮制とは、教育研究目的により1年生全員の寄宿を義務付ける等の場合をいうのであって、単に遠隔地からの学生の一部に対して寄宿舍を用意しておく場合は含まれない。

(3) 上記(1)(2)以外の補助活動事業に係る経費区分は寄宿舍事業の区分の考え方を準用する。

Q5 Q4の考え方は付随事業・収益事業収入の科目に含まれる小科目で処理される全ての事業に適用されるのですか。それとも補助活動収入に処理される事業に限られるのですか。

A 補助活動収入に処理される事業に限る。

Q6 公開講座、課外講座等の収入は、(大科目)付随事業・収益事業収入(小科目)補助活動収入で処理されている場合が多いようですが、これらの事業に係る経費もQ4と同じ取扱いとするのでしょうか。

A 補助活動事業としては、次のような事業が一般的に挙げられる。

- (1) 食堂、売店、寄宿舍等の事業
- (2) 税務上は収益事業と考えられるが、寄附行為で収益事業として定めていない事業
- (3) 学校教育のカリキュラムの中では取り扱われていない本質問のような教育補完事業等

(1) と (2) の事業は、正に Q 4 の取扱いが求められるが、(3) の事業についてはそのまま Q 4 の取扱いを適用するには無理がある。

したがって、本質問のような学校教育の補完として考えられるような事業で、かつ、付随事業・収益事業収入(大科目)の中に補助活動収入とは別の小科目(例えば「公開講座収入」)を設けてその科目で収入を処理しているものについては、Q 4 の取扱いを適用せず、教育研究経費(支出)処理を認めるものとする。この考え方によると、収入の処理科目によってその経費(支出)が教育研究経費(支出)か、管理経費(支出)かに区分されて処理されるので、上記の科目細分については十分な注意が肝要である。

なお、この場合、同じような名称を用いながら、その内容は千差万別のことが多々あるので事業の的確な実体把握に留意されたい。

Q 7 幼稚園では、給食、スクールバス等の事業が実施され、それらの事業の収入も補助活動収入で処理されていることが多いようですが、これらの事業に係る経費も Q 4 と同じ取扱いによるのでしょうか。

A 給食事業もスクールバス事業も、いずれの事業もそれなりに教育的意味を持っていることを考慮すると、Q 4 の取扱いをそのまま適用することには大変難しい問題を含んでいるのは Q 6 と同様である。給食事業やスクールバス事業の教育性の有無については、種々の主張があり、その性格付けは難しいところであるが、本研究報告では、経費(支出)の区分の割り切りをその目的としていることから、これらの事業についても Q 4 の取扱いと同様としている。

なお、この考え方は、給食、スクールバス等の事業に係る収入を「補助活動収入」と必ずしも限定することではない。よって、その合理性が認められる限り当該事業収入を学生生徒等納付金(収入)で処理することも認められる。

以 上